

認可対象物質とその対応について (SVHCとは何か？等)

REACHにおける届出と情報伝達に係るSVHC (Substance of Very High Concern)の理解について混乱があるようです。

そのため日化協として認可対象物質とその対応, および, SVHCについて簡潔に整理しましたのでご参照ください。

2008.10.03

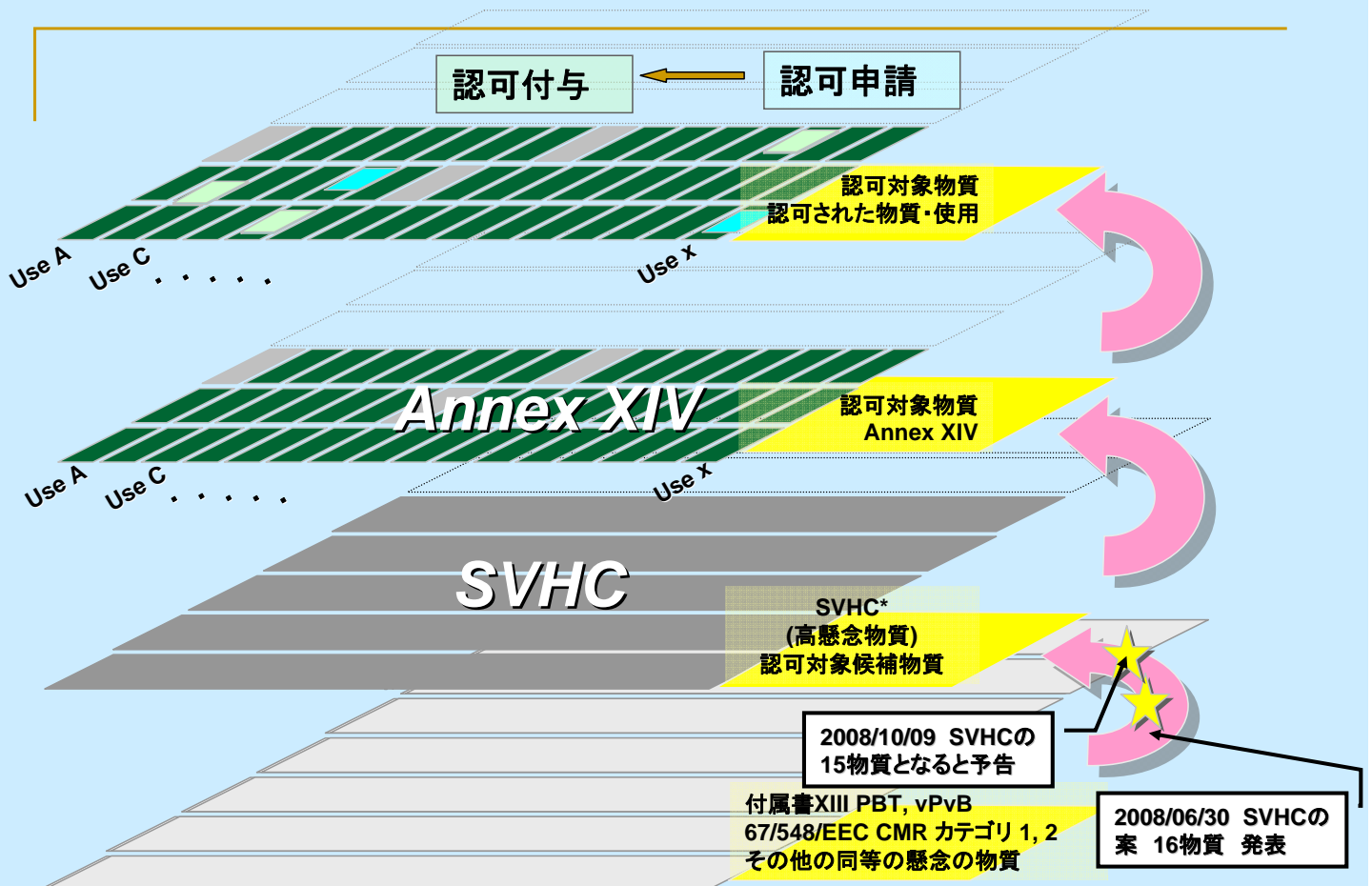
2008.10.15 改訂

日本化学工業協会/REACHタスクフォース

2008/10/02

SVHCとは何か？

1

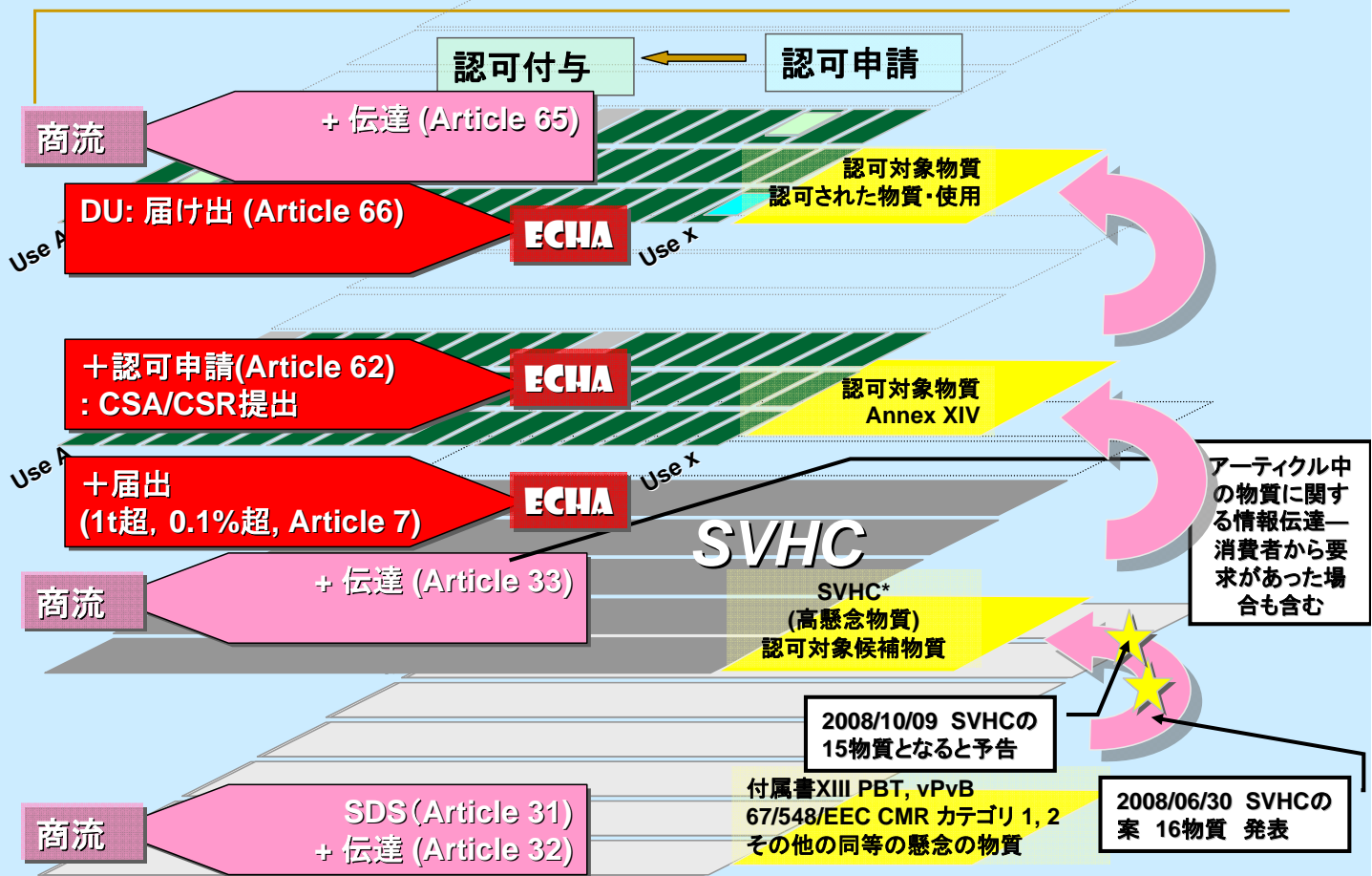


* SVHC: 一般に, Substance of Very High Concern は 広義な意味で捉えられるが, REACH上は, 基本的に認可対象候補物質をさす。

2008/10/02

SVHCとは何か？

2



* SVHC: 一般に, Substance of Very High Concern は 広義な意味で捉えられるが, REACH上は, 基本的に認可対象候補物質をさす.

第33条に基づく物品とともに DUおよび消費者に伝達すべき情報

出典: DU guidance p.43

項目	義務	例
物質名	○	Diarsenic trioxide
CAS番号	×	1327-53-3
登録番号 (供給者によって提供されている場合)	×	01-1234567-49-00
分類	×	Carc. Cat. 1; R45; T+; R28; C; R34 ; N; R50/53 May cause cancer
物品中の濃度	×	1% w/w
安全な取扱い情報	(○)*	60°C以上に加熱しない 子供の手の届くところに置かない
安全な処分	×	この物品は有害廃棄物として処分されるべきである。 一般の家庭ごみと一緒にしない。

* 物品の使用者が間違いなく安全に取り扱うために情報が必要であれば, 伝達の義務がある。

【参考】第32条に基づくDUに伝達すべき情報

(SDSが要求されないケースでも第32条(b),(c),(d)に該当する場合は以下の情報提供が必要)

項目	義務	例 または[解説]	関連の 条文とガイダンス
登録番号 (入手可能な場合) ((b),(c),(d)に該当 する物質)	○	01-1234567-49-00	32(1)(a)
認可情報	○	[認可を受けていること/認可の詳細]	32(1)(b) 認可情報
制限情報	○	[制限を受けていること/制限の詳細]	32(1)(c) 制限情報
その物質固有の安全に係る情報	○	[その物質固有のリスク管理措置と作業条件のための情報]	32(1)(d) 固有情報 Annex XI § 3 IR-CSA R5.1.4.3 IR-CSA R5.1.6.3